

1 歯科訪問診療の姿

- ・訪問診療の役割とゴール 8
- ・治療、ケア、リハ、食支援の時代へ 12

2 始めるか否かの見極め

- ・訪問診療を取り巻く大きな変化 20
- ・訪問診療に関わる歯科医師の悩み 22
- ・採算と収益 26
- ・訪問診療がもたらす副次的メリット 28

3 院内体制の整備

- ・始める前のマインドセット 34
- ・院内でコンセンサスを得る 36
- ・必要な届出 38
- ・院内体制の確立
 - ① 初級 40
 - ② 施設訪問に向けて 44

4 他職種へのアプローチ

- ・外部との関係づくり
 - ① 介護事業者 48
 - ② ケアマネジャー 58
 - ③ 病院 64
- ・勉強会を依頼されたら… 66
- ・登録無料『訪問歯科ネット』の活用 70

5 患者さんへのアプローチ

- ・最初のアプローチ 74
- ・外来留守時の対応 78
- ・何もしなくても依頼が来る方法 80

6 文書、器具類の準備

- ・配布用リーフレットの作成 84
- ・対外文書フォームの作成 92
- ・事務作業のIT化 100
- ・必要、あると便利な器具類 104

7 現場での配慮

- ・往診依頼の電話があったら… 120
- ・初めての訪問での注意点 130
- ・一部負担金の受け取り方 140
- ・ケアマネジャーへの情報提供の流れ 142
- ・治療の基本的な考え方 146
- ・歯科の口腔ケア 150
- ・摂食機能療法の考え方 152
- ・食支援の考え方 156
- ・ショートステイ患者への対応 161

8 トラブルの防止と対応

- ・偶発症の防止 164
- ・よくあるトラブルと予防・対策 166
- ・クレームへの対応 178

9 評判医院から学ぶ

- ・評判の良い歯科医師になるために 182
- ・良いスタッフの集め方 188

10 保険請求の知識

- ・2018年保険改定後の診療、請求のあり方 192
- ・同一建物と単一建物の違い 196
- ・訪問診療の対象は？ 202

1 章

歯科訪問診療の姿

- ・「特別の関係」とは？ 206
- ・カルテ、レセプトへの記載 208
- ・必要な提供文書 210
- ・歯科訪問診療料への加算 212
- ・訪問歯科衛生指導料（訪衛指） 220
- ・歯科疾患在宅療養管理料（歯在管） 222
- ・歯在管に関連する加算 225
- ・栄養サポートチーム等連携加算（NST）の区分 228
- ・在宅患者歯科治療時医療管理料（在歯管） 232
- ・在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料
（訪問口腔リハ） 234
- ・小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料
（小訪問口腔リハ） 240
- ・在宅患者連携指導料 243
- ・在宅患者緊急時等カンファレンス料 244
- ・摂食機能療法 245
- ・周術期等口腔機能管理料/
周術期等口腔機能管理計画策定料 247
- ・訪問診療で算定する管理料 250
- ・診療情報提供料 252
- ・診療情報連携共有料 254
- ・退院時共同指導料 256
- ・介護保険の居宅療養管理指導 258

訪問診療の 役割とゴール

● 外来との大きな違い

訪問診療と外来が決定的に異なる点は、言うまでもなく「こちらから出向く」ということですが、口腔内や身体の状態にもかなり違いがあり、整理すると**下表**のようになります。

外来と訪問の違い

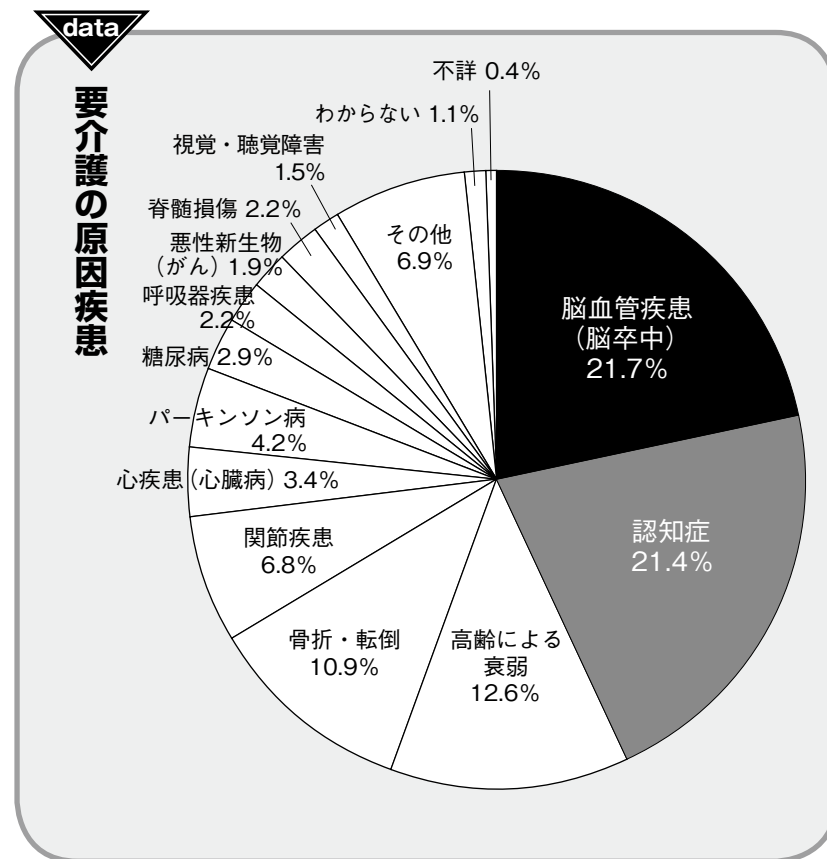
	外 来	訪 問
診療環境	歯科医療の場	生活の場
患者の年齢	幼児から高齢者まで	主に高齢者
患者の健康状態	概ね良好	多くは有病者 ぐ………！ (通院困難者)
患者との意思疎通	ほとんどは問題ない	意思疎通困難者が多い
コミュニケーション	1 対 1	1 対 多

こちらに
どうぞ！

お邪魔
します…

これらは当然、歯科診療の目的や方法に関わるもので、中でも、多くが有病者で機能障害も抱えていることは重要です。

要介護状態となる最大の原因は、脳血管の疾患で、認知症がこれに続きます(**下表**)。通院困難になった原因(病気や機能障害)によって、求められる医療が異なってくることに注意が必要です。



2010(平成25)年国民生活基礎調査の概況/厚生労働省

登録無料 『訪問歯科ネット』の活用

● 他職種、患者へのアピールに最適

一般の方が、歯科の訪問診療を知ったとき、必ず質問されるのは、「どこが訪問診療をやっているの?」「知っている歯医者さんは来てくれるかしら?」「お金はどれくらいかかるの?」「どんな先生が来てくれるの?」ということです。

これらに対応するコンテンツを提供する訪問歯科検索サイト『訪問歯科ネット』(日本訪問歯科協会が運営)が2018年にスタートしました。

このサイトの主な目的は、訪問診療を行う歯科医療機関と患者さんおよびその家族、介護者、介護事



業者、医療機関等の多職種をつなぐことです。多職種、患者さん両面へのアピールがしやすくなるため、一度はチェックしてみましょう。ここでは大まかなコンテンツをご紹介します。

1 訪問歯科検索

ユーザーの現在地から半径1～16km範囲内にある訪問診療に対応する歯科医院が検索できます。距離の指定をしない場合は、半径4kmを検索するように設定されています。

検索できるのは、厚生局に訪問診療に対応する施設基準の届出(かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所、在宅療養支援歯科診療所1及び2)を行った全ての歯科医療機関約14,000件(2018年6月1日現在)。歯科医院は、無料で詳細情報を登録できます(動画コンテンツなどの掲載は別途)。

2 料金シミュレーター

「訪問診療を行ってほしい場所の種類(自宅、居住系施設、介護施設・病院等)」「同じ日に診療をしてほしい人数」「治療内容(入れ歯の修理、むし歯の治療など)」を選べば、訪問診療で多い代表的な治療の一部負担金の目安を知ることができます。

3 介護食、嚥下調整食レシピ動画

一般家庭でよく作られる料理を、安全でおいしい嚥下調整食にするレシピも動画で見ることができます。

よくあるトラブルと 予防・対策

最多トラブル

1 車椅子の操作ミス

2 誤嚥

3 器具等の落下、転倒

● 訪問診療でのトラブル・ワースト3は？

訪問診療では外来での常識が通用せず、トラブルの内容も異なります。日本訪問歯科協会が把握しているトラブルのうち最も多いのが、「車椅子の操作ミス」「誤嚥」「器具等の落下、転倒」です。外来と比べて診療機器の基本配置が異なっていることと、診療姿勢が確保しにくいことがトラブルの背景にあるようです。

この項では、訪問診療において特に多いトラブルとその要因、予防策を紹介します。

1 車椅子の操作ミス

最近の車椅子の中には、背の部分がゆっくり倒れる構造になっているモデルもありますが、患者さんが使っている一般的な車椅子もそうとは限りません。

そのため、後ろに倒そうとレバーを操作した途端、患者さんがガクンと後ろに倒れてしまうというトラブルが最も多いのです。間違っても、車椅子の背板の操作レバーをユニットのそれと同じように操作してはいけません。

日本訪問歯科協会では、会員を対象に車椅子操作の実習を受けてもらっていますが、院長はわかっている、新人のスタッフには伝わっていないことがあるために、このようなことが起こるのです。

予防策

院長だけでなく、訪問診療に携わるスタッフは、必ず車椅子の操作を練習しておく必要があります。また、背板の思わぬ動きに備えて、アシスタントスタッフが背後に付くことが要求されます。

車椅子の操作時には、「後ろに倒しますよ」と必ず声をかけるようにします。また、2人以上で見守りながら行うことも必要です。



2018年保険改定後の 診療、請求のあり方

2017年4月から歯科訪問診療を行う医療機関は、施設基準の届出に基づいて、**下図**の分類になりました。届出がない場合には、歯科訪問診療1、2および3を算定することができず、初診料、再診料に相当する点数を算定します。

歯科訪問診療を行う医療機関の形態

医療機関の形態	直近1カ月間の訪問患者の割合	施設基準
1. 一般の歯科診療所	95%未満	歯科訪問診療料の注13に規定する基準
2. 在宅療養支援歯科診療所		在宅療養支援歯科診療所1・2
3. 在宅歯科医療専門の歯科診療所	95%以上	在宅歯科医療専門の在宅療養支援歯科診療所1・2

●いずれかの施設基準の届出を行わないと歯科訪問診療料は算定できない。

1 歯科訪問診療料の注13に規定する基準を満たす診療所

対象となるのは、「在宅療養支援歯科診療所」の届出を行っていない診療所です。直近1カ月に歯科訪問診療および外来での歯科診療を提供した患者のうち、歯科訪問診療を提供した患者数の割合が9割5分未満という施設基準があります。

訪問診療の実績が全くなかった歯科医院が「歯科訪問診療料」を算定する場合には、この届出が必要です。

2 在宅療養支援歯科診療所1（歯援診1）、及び2（歯援診2）

歯援診1は9項目、歯援診2は7項目の施設基準があり、特に、

- ① 過去1年間に「歯科訪問診療料1」及び「歯科訪問診療2」を合計15回以上を算定していること
- ② 高齢者の心身の特性（認知症に関する内容を含むものであること。）、口腔機能の管理、緊急時対応等に係る適切な研修を修了した常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。なお、既に受講した研修が要件の一部を満たしている場合には、不足する要件を補足する研修を受講することでも差し支えない
- ③ 歯科衛生士が配置されていること
- ④ 当該診療所において、過去1年間の在宅医療を担う他の保険医療機関、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所又は介護保険施設等からの依頼による「歯科訪問診療料」の算定回数の実績が5回以上であること

〔著者〕

前田 実男（まえだ・じつお）

日本訪問歯科協会理事



1962年、宮崎県生まれ。早稲田大学社会科学部卒

1986年 総合法令㈱入社。社長秘書に配属

1990年 総合法令㈱支店；支店長として勤務（㈱大学と提携し、在欧日系企業経営者向けのビジネス実務セミナー（労務・法務・税務関連）の開催および教材開発を行う）

1992年 HOREI FRANCE SA；代表取締役社長就任

1996年 ㈱デジタルクリエイト設立。ビジネストレンド書を中心とした単行本の出版プロデュースおよびシステム開発を行う。特に投資、マーケティング、心理、情報システム関連のジャンルを得意とする。ベストセラー多数

1997年 読者を対象とした会員制の情報ニュースレターの発行およびセミナー事業を開始

1998年 ヨーロッパを中心とする訪問歯科診療の調査・研究を開始

1999年 訪問歯科診療支援ビジネスのSOSデンティスト事業部設置

2000年 日本訪問歯科協会設立に参画

2005年 『日本歯科新聞』（日本歯科新聞社）に「訪問歯科超実践術」連載開始

2007年 『高齢者在宅新聞』（高齢者住宅新聞社）に「介護の現場で役立つ口腔ケアマニュアル」執筆

著書：『はじめの一步を踏み出そう 成功する訪問歯科診療 感謝され、喜ばれる歯科医師の仕事術!』（デジタルクリエイト）／『図解 訪問歯科 医療事務マニュアル』（デジタルクリエイト）／『日本歯科評論 別冊 2008 医療連携による在宅歯科医療』共著（ヒョーロン・パブリッシャーズ）

〔連絡先〕

株式会社デジタルクリエイト 日本訪問歯科協会

〒101-0037 東京都千代田区神田西福田町4 ユニゾ神田西福田町ビル 8F

電話：03-5294-1151 FAX：03-5294-1150

URL：<http://www.houmonshika.org> E-Mail：info@houmonshika.org

歯科訪問診療・体制づくりから保険点数まで —2018 年改定対応

- 著 者 前田実男
- イラスト 関口紀子 他
- 発 行 2018 年 7 月 18 日
- 発行者 水野 純治
- 発行所 株式会社 日本歯科新聞社
〒101-0061 東京都千代田区三崎町 2-15-2
Tel 03-3234-2475 / Fax 03-3234-2477
<http://www.dentalnews.co.jp/>
- 印 刷 ㈱平河工業社

©2018. Jitsuo Maeda.

ISBN978-4-931550-52-0

※乱丁・落丁本はお取替えいたします。 ※本書内容の無断転載を禁じます。